

# 平成 24 年度事業計画（概要）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 1. 東日本大震災への対応

### <情勢認識>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、とりわけ岩手県、宮城県、福島県の東北 3 県の被害は甚大なものとなった。今なお多くの被災者が困難な生活を強いられている。また、社会福祉協議会、福祉施設、民生委員・児童委員等の被害も大きく、本会にあっては、全国の関係者の協力の得て、復旧・復興支援に取り組んできた。

東日本大震災被災地の復興への道程は相当の期間にわたるものとされるなか、時間的経過とともに変化するニーズを踏まえ、被災地・被災者支援に継続して取り組んでいくとともに、これまでの福祉関係者による支援活動の総括を行い、今後に向けた災害対応の方策の立案や態勢整備を進めていく必要がある。

### <24 年度の取り組み>

#### （1）被災地における継続的な支援活動の推進

- 被災地における支援ニーズの変化を踏まえつつ、被災した社会福祉法人・福祉施設や社会福祉協議会の復興支援、被災地や避難所等での民生委員・児童委員活動の支援、地域福祉活動の基盤づくり等、全国の福祉関係者の連携・協力のもと、復興活動、被災地住民への支援活動を継続する。

#### （2）これまでの支援活動の総括を踏まえた具体的な取り組みの推進

- これまでの被災地支援活動の総括と今後の大規模災害に備えた取り組み方策について、社協、ボランティア、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の各分野について、実務者による協議の場を設け、検討を進める。
- これらの検討内容について、関係組織間での共有をはかるとともに、その内容を踏まえ、関係組織との連携を図りつつ、今後に向けた具体的な取り組みを推進する。

## **2. 社会福祉諸制度の改革への対応**

### **<情勢認識>**

政府は、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤の整備のため、社会保障全体の見直しとその財源として消費税率の段階的引き上げ等を内容とした「社会保障と税一体改革」に取り組んでいるところであり、平成 24 年通常国会に関連法案を提出している。また、平成 24 年度においては、地方分権改革をはじめ、改正介護保険法の施行、障害者総合福祉法（仮称）の法案化、子ども・子育て新システムの構築の具体化等、社会福祉分野の諸改革に取り組む方針としている。

このような動向を踏まえ、平成 24 年度においては、本会として、これらの政策、制度の見直しに対応すべく、政策委員会を中心に横断的に関係組織の連携・調整をはかり、政策提言の一層の強化とその実現をはかっていく必要がある。

また、諸改革の動きや福祉ニーズの変容とともに、介護や保育分野を中心に供給主体の多様化が一層進むなか、社会福祉法人の本質的な役割が問われるとともに、経営の健全性、さらには、地域の社会資源としての貢献活動、福祉サービスの質と量を担保する福祉施設の役割・機能について、実体化していく取り組みを強化する必要がある。

さらに、地方行政改革等の動きのなかで、補助金の削減や一括交付金化等、社会福祉協議会への影響が顕著に現れてきている。少子高齢化のさらなる進行などにより地域社会や家族関係が変容するなか、あらためて地域住民の福祉を担う社会福祉協議会の存在意義と機能・役割が問われている。全国にネットワークを持つ社協組織が、地域住民にとって真に必要とされ、信頼される組織となっていくために、都道府県社協、市区町村社協ならびに本会が一体感をもって推進すべき活動理念、事業の方向性を打ち出していくことも重要である。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度においては、貧困や孤立・孤独など、地域において複雑・多様化する福祉課題について、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉関係者による対応を着実に進めるために、全国の社協組織、関係団体ならびに本会が連携・協働して推進すべき活動、事業の方向性を明らかにし、その具体的な取り組みを進める。

### **<24 年度の取り組み>**

#### **(1) 「全社協福祉ビジョン 2011」 具体化への取り組み**

- ・ 22 年 12 月に取りまとめた「全社協福祉ビジョン 2011」の提言内容の実現に向けて、国における政策動向をふまえ、必要な提言を行うとともに、貧困、孤立等、地域の生活問題に対する社会福祉法人の役割、機能等を検討し、具体的な活動方策やそのモデルを提案し、関係組織における活動展開につなげる。

## (2) 今日的な福祉課題の解決に向けた社協の存在意義や活動の方向性の検討、提示

- ・ 地方行政改革や地域社会が変容するなか、今日的な社協の存在意義・役割を整理し、社協活動の基本方針を提示し、全国の社協組織における共通理解をはかる。そのうえで立って、全国の社協組織が一体となって存在意義を具体化する事業・活動を推進し、広く社会に対して積極的な発信を行い、社協に対する国民的な理解と幅広い参画を促進する。
- ・ また、地域福祉推進のための民間財源の確保に向けた方策を検討し、必要な働きかけを行う。
- ・ さらに、「新しい公共」等、関係領域の動向をとらえ、社協としての取り組み課題について、必要な対応をはかる。

## (3) 地方分権改革等への対応

- ・ 地方分権改革の進行に関して、一括交付金（地域自主戦略交付金）制度の導入による福祉分野における影響、福祉施設の最低基準や民生委員・児童委員制度にかかる権限委譲等を受けての動向を随時把握し、中央のみならず、とくに都道府県段階での行政への働きかけなど必要な対応を一元的に進めるとともに、適時適切な意見表明と働きかけ等の対応を強化する。

## (4) 民生委員・児童委員制度の意義や課題への対応

- ・ 民生委員・児童委員制度に関して、地方分権改革における移譲化等に動きに対し、従前の意見表明を踏まえ対応するとともに、現在の民生委員・児童委員制度を堅持・発展させていくために、大臣委嘱の必要性や欠員問題をはじめとする民生委員・児童委員制度に関わる今日的課題を整理し、あらためて民生委員・児童委員制度の意義やその活動を広く社会に提示し、理解促進をはかる。

## (5) 社会福祉法人・福祉施設の今日的役割、機能の再検討

- ・ 高齢者、障害者、児童の各分野での諸制度改革の検討においては、社会福祉法人・福祉施設の役割・機能があらためて問われてくる。社会福祉法人の今日的役割、また、法人制度ならびに経営に関する諸課題を整理するとともに、地域における福祉施設の機能、役割の強化とともに地域貢献活動の推進に向けて具体的な展開を働きかける。

## (6) 子ども・子育て新システムの具体化への対応

- ・ 幼保一体化、社会的養護のあり方等に関する「子ども・子育て新システム」の法案化に対応し、子どもたちの最善の利益の確保と健全な制度運営を実現するために、種別組織および本会として提言を行うとともに、その実現のための財源確保を働きかける。

### (7) 新たな障害保健福祉制度の検討への対応

- ・ 「障害者総合福祉法（仮称）」の法制化をはじめとする新たな障害保健福祉施策の検討に対して、利用者および事業者・職員の立場にたって、望ましい制度のあり方について、本会としての提言を行い、制度設計への具体的な反映を働きかける。

### (8) 介護保険制度改革への対応

- ・ 24年4月から施行される改正介護保険法に関して、利用者および事業者・介護職の立場から本会としての提言を行い、運用面でのさらなる改善をはかる。とくに、介護従事者の労働条件、雇用環境の改善を働きかける。

### (9) 社会福祉法人の新会計基準移行への対応

- ・ 社会福祉法人の新会計基準制定に対応し、社会福祉法人・福祉施設、社協それぞれにおける円滑な移行支援に向けて、モデル経理規程の提示、関連図書の刊行や研修会等を行う。

## **3. 低所得者・失業者等への生活支援の強化**

### **<情勢認識>**

経済・雇用情勢の低迷が続き、低所得者や失業者等への生活支援は一層重要な課題となっている。その対策の一つとなっている生活福祉資金貸付制度に関しては、平成21年度に創設された総合支援資金、東日本大震災被災者への特例貸付（特例緊急小口資金、生活復興支援資金）の実施を受けて、債権管理や償還業務を適切に行っていくためには都道府県社協における実施体制の強化ならびに制度の改善が不可欠である。

また、貧困や孤立・孤独といった地域における福祉課題・生活課題に対応するため、社会福祉法人・福祉施設や社協による積極的な取り組みが必要であり、支援のモデルや対応方策等について検討、提示し、地域の関係者との連携のもと、これらの取り組みを推進していくことも重要となっている。

### **<24年度の取り組み>**

#### **(1) 生活福祉資金貸付制度の改善、体制強化に関する取り組み**

- ・ 都道府県社協において、総合支援資金や震災時の緊急小口資金特例貸付等の償還対応業務が本格化するなか、債権管理および償還業務を適切に行っていくためにも、制度および運営体制の改善をはかるべく働きかけを進める。
- ・ 具体的には、生活福祉資金貸付事業の運営、債権管理の改善および実施体制の充実に向けて、平成22年度にとりまとめた「これからの生活福祉資金制度のあり方に関する検討会報告」および緊急要望事項の実現に向けて、引き続き厚生労働省との検討と調整を進める。

- ・ とくに、「第 2 のセーフティネット」としての位置づけを検証しつつ、公的貸付制度の役割を適切に果たすために、真に利用者支援につながる貸付と適切な債権管理の両立をめざすとともに、必要な体制の維持・強化をはかる。
- ・ 都道府県社協における貸付・債権管理業務の適正化、効率化に向けて、生活福祉資金業務システムの利便性の向上をはかるとともに、生活復興支援資金に係る業務システムの円滑な稼働を支援する。

## (2) 貧困、孤立・孤独等の生活課題に対する社会福祉法人による活動方策の提示

- ・ 貧困や孤立・孤独、過疎地域における生活インフラ機能の低下等の生活課題に対し、支援のモデルや社会福祉法人の活動方策を提示すべく、政策委員会のもとに設置した「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」での検討を進め、社会福祉法人による取り組みを推進する。

## 4. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

### <情勢認識>

福祉サービスの質の向上に関しては、第三者評価事業の普及と受審事業者数の拡大をはかるとともに、運営適正化委員会事業の一層の活性化により、福祉施設・事業所における福祉サービスの改善、質の向上に向けた取り組みを促進する必要がある。

日常生活自立支援事業は、年々利用者数が拡大し、社協事業の柱となりつつある一方で、一括交付金化の動きもあり、今後とも適切な事業運営を確保するための財源ならびに体制の強化をはかる必要がある。また、社協における法人後見の取り組みも広がりつつあり、地域における総合的な権利擁護体制の拡充がはかれるよう、さらなる提言・要望活動を進めていくも重要である。

さらに、一層深刻化する虐待問題については、新たに施行される障害者虐待防止法への対応をはじめ、その予防・早期発見・早期対応に向けた必要な体制を構築すべく、福祉施設、社協、民生委員・児童委員、行政等の関係者の連携のもとで進めるべき対応策を検討し、具体的な活動につなげていく。

### <24年度の取り組み>

#### (1) 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- ・ 全国段階の第三者評価事業の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や評価基準の普及・更新とともに、種別協議会等と協働して福祉サービス事業者の受審促進に取り組む。
- ・ また、福祉サービスの質の向上に関する総合的な検討の場を設置し、福祉施設や福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上に向けた取り組み、第三者評価事業や福祉サービスの苦情解決事業等の充実策を検討、提示する。

## (2) 地域における日常的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- ・ 単身・高齢者世帯の増加等とともに社協事業の柱となりつつある日常生活自立支援事業について、一括交付金の動向を踏まえ、事業推進上の課題を整理し、財政面を含め、適切な制度・事業運営を確保できるよう必要な提言、要望活動を進める。
- ・ あわせて、社協による成年後見制度に関する取り組み状況の把握と事業推進上の課題を整理し、日常生活自立支援事業との連携促進などに関する調査研究を実施し、必要な提言と具体的な展開手段を提示し、社協における総合的な権利擁護体制の構築をはかる。

## (3) 児童虐待問題への対応策の検討、提示

- ・ 児童相談所への相談件数が年間 5.5 万件を超えるなど、深刻さを増す児童虐待問題とその防止策（保護者支援）について、民生委員・児童委員、児童福祉施設、市区町村社協関係者等の参加による委員会を設置し、福祉分野における対応を検討し、具体的な取り組み等につなげていく。

## (4) 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

- ・ 障害者虐待防止法の平成 24 年 10 月施行に対応し、本会が作成した「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」の見直しを行うとともに、施設・事業所に対する普及・活用の促進をはかる。
- ・ 施設内虐待を防止し、利用者の権利擁護を進めるため、各種別協議会と協力し、倫理綱領の周知徹底やチェックリストを用いた自己点検活動を推進する。

# 5. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

## <情勢認識>

地域社会における支え合いや「絆」が重要視されるなか、社協が従来から取り組んできた小地域福祉活動を一層充実させ、多様な生活課題や福祉課題に対応していく必要がある。

また、地域の最前線にあつて、地域福祉を担っている民生委員・児童委員の活動支援を一層積極的に展開すべく、民児協の運営支援とともに、民生委員・児童委員活動の社会的な認知向上に取り組むことも大切である。

さらに、地域の福祉の担い手を広げていくためにも、ボランティア・市民活動や福祉教育の振興、推進強化が重要であり、本会としても積極的に取り組んでいくこととする。

## <24年度の取り組み>

### (1) 地域協働による重層的な福祉活動とケア体制の構築

- ・ 地域ニーズに応じた総合的なケア体制や総合相談・生活支援の仕組みの構築に向けて、地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定状況、「小地域福祉活動活性化アクションプラン」や安心生活創造事業等に関する取り組み状況を把握し、そのなかで先進事例を広く情報提供し、取り組みの活性化をはかる。

### (2) 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 「社協職員行動原則」の普及と活用促進、市区町村社協職員を対象とした各種研修会や情報提供等により、社協運営の一層の適正化をはかるとともに、介護経営診断事業等により経営改善を支援する。

### (3) 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動の一層の推進に向けて、各種研修や情報提供等を行うとともに、活動を展開するうえでの課題を整理し、その改善に取り組む。
- ・ また、引き続き東日本大震災による被災地における要援護者支援を進めるべく、被災県・市民児協と連携をはかり、全国各地に避難した被災者に対する励まし、相談支援活動に取り組む。

### (4) ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ ボランティア・市民活動への国民の理解と参加の一層の促進をはかるべく、「社協における第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」の推進とともに、「広がれボランティアの輪」連絡会議と協力し、各地でボランティア・市民活動関係者の協働体制が構築されるよう、働きかけを行う。
- ・ 「第21回全国ボランティアフェスティバルみえ」の開催(24年9月29・30日)。
- ・ 社協における福祉教育の推進強化に向けて、当面の重点課題を提示し、中期的な展望に立った効果的・効率的な活動展開をはかる。

### (5) 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- ・ 災害時における福祉施設支援のあり方や福祉避難所としての機能発揮のための課題整理、また、平時における態勢整備等について、厚生労働省や関係機関などと連携して検討を進め、社会福祉法人・福祉施設における災害対応の態勢整備や取り組み推進をはかる。
- ・ これまでの大規模災害への対応をもとに、その成果と課題を共有するために、「災害ボランティアセンター経験者会議」を開催し、今後の被災地支援や人材育成等の取り組みにつなげる。また、災害時のボランティア活動の推進に際して、ボランティア、NPO、社協、その他関係者間の連携・協働体制のあり方等を総合的に検討し、災害時に確実に機能するためのネットワークづくりにも取り組む。

## **6. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み**

### **<情勢認識>**

地域の福祉ニーズに対応し、きめ細かい福祉サービスを提供していくためには、それを担う質の高い人材の確保が不可欠である。しかし一方では、福祉・介護人材の需給状況については、福祉士養成校の定員割れが生じるなど、担い手の確保が大きな課題となっている。

福祉人材センターにおいては、職業紹介事業をはじめ、地域の実情にあわせた多様な取り組みが求められており、福祉分野の専門機関としての存在意義と役割の明確化を含め、一層の機能強化が必要である。

また、福祉・介護人材の確保・定着とともに、福祉サービスの質の確保、専門性の向上や医療・看護や心理等の専門職との連携・協働が重要課題である。福祉職場における離職率の改善、福祉・介護人材のキャリア形成に対する支援等、福祉人材センター・バンクや研修実施機関による関係者への積極的な働きかけ、研修を通じた人材育成の取り組みを推進する必要がある。

### **<24年度の取り組み>**

#### **(1) 福祉・介護人材の確保、育成と福祉人材センター機能の強化**

- ・ 福祉人材センターの機能強化に向けて、中央福祉人材センターにおいて先進的な取り組み事例を参考に、効果的・効率的な活動展開やそのポイントを整理しつつ、各センターにおける課題の明確化、事業改善をはかるべく個別訪問支援を行う。
- ・ また、ハローワーク、学校・専門学校、経営協をはじめとした種別協議会等の連携を強化し、福祉人材センターの積極的な活用と機能拡充をはかる。とくに、職業紹介事業の実績向上に向けた取り組みを進める。
- ・ 求人・求職者の利便性の向上、福祉人材センター・バンクにおける業務の円滑化と実績把握に資するため、「福祉人材情報システム（COOLシステム）」の適切な運営管理をはかる。

#### **(2) 中央福祉学院研修事業の充実**

- ・ 本会の基幹事業である研修事業について、既存研修の内容充実と受講者の確保・増員とともに、学院経営・運営の安定化を一体的に進める。さらに、国からの委託費の削減等に対応し、引き続き受託研修事業の運営改善をはかる。
- ・ 福祉・介護人材のキャリア形成に資する生涯研修体系としての「キャリアパス対応福祉職員生涯研修課程」について、標準プログラムの策定と標準テキストの作成ならびに指導者養成等を実施し、全国的な普及をはかる。



### (3) 社協職員の養成・研修の推進

- ・ 都道府県・指定都市社協職員を対象に、新任職員、中堅職員、管理職といった階層別の研修を実施する。
- ・ 市区町村社協職員研修の充実に向けて、都道府県・指定都市社協との連携による体系的な実施をはかるとともに、引き続き管理職員等を対象とした研修の実施、新任職員研修のためのテキストの普及を行う。

## 7. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

### <情勢認識>

わが国の社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献は本会の重要な役割の一つである。これまで 28 年間にわたりアジア諸国からの研修生の受け入れをはじめとする交流、大規模災害発生時の支援活動を展開してきたところである。平成 22 年度からは、アジア社会福祉支援「修了生福祉活動支援会員事業」を創設したところであり、その一層の拡充を図り、修了生の母国における福祉活動に対する支援を強化する。

社会福祉関係図書、雑誌の刊行は、関係者への情報提供、実務・実践に関する知識・ノウハウ提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助として重要な役割を有しており、刊行・企画の一層の充実と販売促進を図る。

また、社会福祉に対する国民的な理解促進、なかでも社協組織の周知や存在意義や活動実態をアピールするためには、積極的な広報活動が必要である。本会ホームページにおいて全国各地の福祉実践を幅広く紹介するとともに、マスコミ関係者との連携強化を図る。

また、本会と都道府県・指定都市社協との連携を一層強化し、社協組織が一体的に取り組むべき活動の方向性を示すとともに、それぞれの経営課題を共有化し、経営全般にかかる指針等を示していくことが求められている。

一方、本会事業の効果的、効率的な運営とともに、経営管理体制のさらなる強化に努める必要があり、これまでの成果を踏まえた事業の重点化、業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着促進に取り組んでいく。

### <24 年度の取り組み>

#### (1) アジア社会福祉支援 修了生支援会員事業の推進

- ・ 22 年度に創設した「修了生福祉活動支援会員事業」について、種別協議会等との連携・協力のもと、各国修了生の支援に向けての支援金の確保をもとに、本事業の一層の拡充をはかる。

## (2) 広報事業の充実・強化

- ・ 本会ホームページにおいて、本会の事業・組織の概要や種別協議会等の活動状況等を紹介するとともに、社会福祉事業や各種活動に関して、一般市民向けの解説や動画による事例紹介を掲載し、社会福祉に関する国民的な理解促進をはかる。
- ・ また、福祉施設等における先駆的事例や福祉現場の事業、課題等について、マスコミ関係者に向けてプレスリリースを配信するとともに、定期的な懇談を重ね、日常的な関係づくりを進め、マスコミを通じた市民への情報発信の具体化を進める。
- ・ さらに、社会福祉法人や社協における広報活動の支援を行う。

## (3) 『月刊福祉』等、月刊雑誌の販売強化

- ・ 本会出版事業の基幹である月刊誌の刊行・販売について、関係組織との連携を一層強化するとともに、読者ニーズの分析等を踏まえた企画内容の充実、販売強化とコスト削減に取り組み、販売部数の増、雑誌別の黒字確保に取り組む。

## (4) 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」の検討推進

- ・ 都道府県・指定都市社協の経営環境が厳しさを増すなかにあつて、経営全般に関する指針や活動方針の明確化に向けた検討を進めるとともに、指定都市分科会や作業委員会において個別経営課題の検討を進め、対応策を提示する。

## (5) 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理運営の充実

- ・ 新霞が関ビルの設備環境の維持、「灘尾ホール」等の利用促進をはかり、安定経営を確保するとともに、法人として節電・CO<sub>2</sub>排出削減の取り組みを一層促進する。
- ・ リニューアル工事が完了したロフォス湘南について、研修環境の一層の充実・向上に向けて、施設・設備等の適切な管理運営に取り組むとともに、施設利用の促進をはかる。

## (6) 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 厳しい経済・金融情勢のなか、基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証および財政再計算を進め、運営委員会での協議をもとに財政再建策の対応をはかる。引き続き、資産運用について十分な留意のもと、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を行う。

## (7) より適正な業務執行体制の確立

- ・ 外部監査、内部監査での検出事項の是正をはじめ、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化をはかる。
- ・ 大規模災害に備えた連絡体制、必要備品等の備蓄、情報システム関係のバックアップ体制の構築等、必要な態勢整備を進める。